

笠間市告示第988号

平成24年第4回笠間市議会定例会を、次のとおり招集する。

平成24年11月27日

笠間市長 山口伸樹

1 期 日 平成24年12月4日(火)

2 場 所 笠間市議会議場

平成24年第4回笠間市議会定例会会期日程

月 日	曜 日	会 議 名	議 事
12月 4日	火	本会議	開会 会議録署名議員の指名 会期の決定 請願・陳情（付託） 議案上程・提案理由説明 質疑・討論・採決（議案の一部） 〔議案質疑通告締切（午前中）〕
12月 5日	水	休 会	議案調査 〔一般質問通告締切（午前中）〕
12月 6日	木	本会議	会議録署名議員の指名 議案質疑・委員会付託 〔議会運営委員会開催〕
12月 7日	金	休 会	議事整理
12月 8日	土	休 会	
12月 9日	日	休 会	
12月10日	月	休 会	常任委員会（総務・土木建設）
12月11日	火	休 会	常任委員会（文教厚生・産業経済）
12月12日	水	休 会	議事整理
12月13日	木	本会議	会議録署名議員の指名 一般質問
12月14日	金	本会議	会議録署名議員の指名 一般質問 〔討論通告締切（午前中）〕
12月15日	土	休 会	
12月16日	日	休 会	
12月17日	月	本会議	会議録署名議員の指名 一般質問
12月18日	火	本会議	会議録署名議員の指名 各委員会委員長報告 質疑・討論・採決（議案の一部） 閉会 〔全員協議会開催〕

平成24年第4回
笠間市議会定例会会議録 第1号

平成24年12月4日 午前10時00分開会

出席議員

議長	24番	柴沼	広君
副議長	14番	海老澤	勝君
	1番	畑岡洋	二君
	2番	橋本良	一君
	3番	小磯節	子君
	4番	飯田正	憲君
	5番	石田安	夫君
	6番	鹿志村清	一君
	7番	蛭澤幸	一君
	8番	野口	圓君
	9番	藤枝	浩君
	10番	鈴木裕	士君
	11番	鈴木貞	夫君
	12番	西山	猛君
	13番	石松俊	雄君
	15番	萩原瑞	子君
	16番	中澤	猛君
	17番	上野	登君
	18番	横倉き	ん君
	19番	町田征	久君
	20番	大関久	義君
	21番	市村博	之君
	22番	小園江	一三君
	23番	石崎勝	三君

欠席議員

なし

出席説明者

市長	山口伸樹君
副市長	田所和弘君
教育長	飯島勇君
市長公室長	深澤悌二君
総務部長	阿久津英治君
市民生活部長	小坂浩君
福祉部長	小松崎栄一君
保健衛生部長	菅井信君
産業経済部長	神保一徳君
都市建設部長	仲田幹雄君
上下水道部長	藤田幸孝君
教育次長	埴栄君
消防長	小森清君
会計管理者	高安行男君
笠間支所長	安見和行君
岩間支所長	海老沢耕市君

出席議会事務局職員

議会事務局長	伊勢山正
議会事務局次長	石上節子
次長補佐	飛田信一
係長	瀧本新一

議事日程第1号

平成24年12月4日(火曜日)

午前10時開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸般の報告について
- 日程第4 請願・陳情について
- 日程第5 諮問第4号 人権擁護委員候補者の推薦に意見を求めることについて
- 日程第6 委員会提出議案第3号 笠間市議会会議規則の一部を改正する規則について

委員会提出議案第4号 笠間市議会委員会条例の一部を改正する条例について
委員会提出議案第5号 笠間市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例について

- 日程第7 報告第14号 専決処分の承認を求めることについて
(平成24年度笠間市一般会計補正予算(第6号))
- 日程第8 議案第81号 笠間市防災会議条例の一部を改正する条例について
議案第82号 笠間市災害対策本部条例の一部を改正する条例について
- 日程第9 議案第83号 笠間市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第84号 笠間市税条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第85号 笠間市東日本大震災復興交付金基金条例について
- 日程第12 議案第86号 笠間市空き家等の適正管理に関する条例について
- 日程第13 議案第87号 笠間市都市公園条例の一部を改正する条例について
議案第88号 笠間市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例について
議案第89号 笠間市営住宅等整備の基準に関する条例について
議案第90号 笠間市営住宅管理条例の一部を改正する条例について
議案第91号 笠間市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例について
- 日程第14 議案第92号 指定管理者の指定について(笠間市地域福祉センター)
議案第93号 指定管理者の指定について(笠間市障害者福祉センターともべ)
議案第94号 指定管理者の指定について(笠間市障害者福祉センターいわま)
議案第95号 指定管理者の指定について(笠間市福祉センター「いわま」)
議案第96号 指定管理者の指定について(笠間市総合公園、石井街区公園)
議案第97号 指定管理者の指定について(笠間市民体育館)
議案第98号 指定管理者の指定について(笠間市笠間武道館)
議案第99号 指定管理者の指定について(笠間市岩間海洋センター)
議案第100号 指定管理者の指定について(笠間市岩間総合運動公園)
- 日程第15 議案第101号 平成24年度笠間市一般会計補正予算(第7号)
議案第102号 平成24年度笠間市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
議案第103号 平成24年度笠間市介護保険特別会計補正予算(第2号)
議案第104号 平成24年度笠間市公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)
議案第105号 平成24年度笠間市農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)
議案第106号 平成24年度笠間市岩間駅東土地区画整理事業特別会計補正予算(第1号)

議案第107号 平成24年度笠間市立病院事業会計補正予算（第2号）

議案第108号 平成24年度笠間市水道事業会計補正予算（第2号）

日程第16 議案第109号 動産購入契約の締結について

（笠間学校給食センター配食用器具類購入）

1. 本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 諸般の報告について

日程第4 請願・陳情について

日程第5 諮問第4号 人権擁護委員候補者の推薦に意見を求めることについて

日程第6 委員会提出議案第3号 笠間市議会会議規則の一部を改正する規則について

委員会提出議案第4号 笠間市議会委員会条例の一部を改正する条例について

委員会提出議案第5号 笠間市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例について

日程第7 報告第14号 専決処分の承認を求めることについて

（平成24年度笠間市一般会計補正予算（第6号））

日程第8 議案第81号 笠間市防災会議条例の一部を改正する条例について

議案第82号 笠間市災害対策本部条例の一部を改正する条例について

日程第9 議案第83号 笠間市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

日程第10 議案第84号 笠間市税条例の一部を改正する条例について

日程第11 議案第85号 笠間市東日本大震災復興交付金基金条例について

日程第12 議案第86号 笠間市空き家等の適正管理に関する条例について

日程第13 議案第87号 笠間市都市公園条例の一部を改正する条例について

議案第88号 笠間市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例について

議案第89号 笠間市営住宅等整備の基準に関する条例について

議案第90号 笠間市営住宅管理条例の一部を改正する条例について

議案第91号 笠間市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例について

日程第14 議案第92号 指定管理者の指定について（笠間市地域福祉センター）

議案第93号 指定管理者の指定について（笠間市障害者福祉センターともべ）

- 議案第 94号 指定管理者の指定について（笠間市障害者福祉センターいわま）
- 議案第 95号 指定管理者の指定について（笠間市福祉センター「いわま」）
- 議案第 96号 指定管理者の指定について（笠間市総合公園、石井街区公園）
- 議案第 97号 指定管理者の指定について（笠間市民体育館）
- 議案第 98号 指定管理者の指定について（笠間市笠間武道館）
- 議案第 99号 指定管理者の指定について（笠間市岩間海洋センター）
- 議案第100号 指定管理者の指定について（笠間市岩間総合運動公園）
- 日程第15 議案第101号 平成24年度笠間市一般会計補正予算（第7号）
- 議案第102号 平成24年度笠間市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 議案第103号 平成24年度笠間市介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 議案第104号 平成24年度笠間市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 議案第105号 平成24年度笠間市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）
- 議案第106号 平成24年度笠間市岩間駅東土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第107号 平成24年度笠間市立病院事業会計補正予算（第2号）
- 議案第108号 平成24年度笠間市水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第16 議案第109号 動産購入契約の締結について
（笠間学校給食センター配食用器具類購入）

午前10時00分開会

開会の宣告

議長（柴沼 広君） 皆さんおはようございます。

ご報告申し上げます。

ただいまの出席議員は23名であります。本日の欠席議員は、11番鈴木貞夫君であります。定足数に達しておりますので、ただいまから平成24年第4回笠間市議会定例会を開会いたします。

本日の会議に、地方自治法第121条の規定により出席を求めた者及び議会事務局職員の出席者は、お手元に配付いたしました資料のとおりであります。

市長あいさつ

議長（柴沼 広君） ここで、山口市長から発言を求められておりますので、許可いた

します。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

市長（山口伸樹君） 平成24年第4回笠間市議会定例会の開催に当たりまして、あいさつとご報告を申し上げます。

議員各位には、公私とも多忙のところ定例会にご出席を賜り、まことにありがとうございます。

まず、初めに最近の経済情勢でございますが、デフレの影響などにより、国内景気は依然として厳しい状況にあります。先行きについては、国内の復興需要が引き続き進む中で、海外経済の状況が改善するにつれ再び景気回復へ向かうことが期待をされております。

しかしながら、欧州や中国等対外経済環境をめぐる不確実性が高く、また、アメリカでは急激な財政の引き締め需要を大きく抑えることによる「財政の崖」の影響が懸念されるなど、世界景気のさらなる下振れや金融資本市場の変動等が我が国の景気を下押しするリスクとなっており、引き続き注意が必要であるとされております。

このような状況の中、本日、衆議院解散に伴う衆議院議員選挙が公示されました。消費税増税を柱とした社会保障と税の一体改革、原発を含むエネルギー問題、環太平洋連携協定(TPP)といった、日本の将来を左右する課題が今回の選挙の争点となっております。

選挙後の政党間の枠組みが不透明であり、新たな政府の方針もつかめない状況ではありますが、基礎自治体の長としては、安定した国政の運営を望むところであります。

例年であれば、政府は12月下旬に新年度予算案を閣議決定し、年度内の成立に向けた国会審議を行うところでございますが、選挙戦となり、新年度の予算の成立が大きくずれ込むことが予想されております。

予算編成がおくれ、新年度予算が年度内に成立しないことになれば、景気後退が危ぶまれている日本経済にますます拍車をかけることが懸念されます。また、本市の新年度事業についても、おくれが懸念されるところであります。

本市としましては、市民に直結する基礎自治体として、今年度の事業を着実に実施するとともに、本市における新年度の予算編成を粛々と進め、新年度に向けての足場をしっかり固めてまいりたいと考えております。

次に、先月24日に実施した笠間市総合防災訓練でございますが、警察署、自衛隊、県防災ヘリ、そして地域の消防団や自主防災組織などの関係団体のご協力により、友部小学校児童及び市民の方々を初めとする約1,300人の参加を得て開催することができました。また、議員各位にもご出席をいただき、お礼を申し上げたいと思います。

今回は、大規模地震災害を想定し、防災関係機関と地域住民が一体となって実践的な災害応急活動等についての訓練を実施いたしました。実際の災害時の対応を身につけるとともに、常に危機意識を持って行動することが災害時の被害を少なくすることにつながるこ

とから、今回、このような訓練を行うことは非常に重要なこととありますので、今後も継続して実施をしてみたいと考えております。

なお、来年度は、県との共催で、今回以上の規模での防災訓練を本市において開催することが予定されております。

次に、東日本大震災からの復旧についてでございます。

甚大な被害をもたらした東日本大震災の発生から1年9カ月が経過しようとしておりますが、道路、下水道及び公共施設につきまして、今年度内での復旧見通しがおおむね立ってまいりました。

初めに、道路についてでございますが、国県道を含め、市内各所の道路で大きな被害を受けました。市道については、亀裂、陥没箇所が約450カ所及び復旧のための通行どめが4カ所ございましたが、重要度や緊急度を考慮した上で早急に復旧工事を進めてまいりました結果、現在までに一部を除きおおむね完了をしております。年度内にはすべての復旧工事が完了するよう、進めているところでございます。

また、国道、県道についても約200カ所で被害がありましたが、復旧工事はおおむね完了したとの報告を県水戸土木事務所の方から受けております。

次に、下水道についてでございますが、公共下水道及び農業集落排水合わせて市内38カ所の復旧工事のうち、26カ所が既に完了し、残る12カ所についても今年度中に完了する予定となっております。

次に、公共施設でございますが、震災以来休館となっております笠間市民体育館及び今月より工事のため休館しております友部公民館の両施設につきましては、今年度中に工事を完了し、来年4月より使用が再開できるよう進めております。

庁舎関係でございますが、本庁舎、いわゆる裏側の2階建ての新庁舎につきましては、今月から復旧工事に着手し、今年度中に完了する予定となっております。

また、現在プレハブの仮設庁舎で業務を行っております笠間支所及び教育委員会庁舎についてでございますが、笠間支所につきましては、笠間市市街地の旧法務局跡地へ移転することとし、今年度中に建物内部の改修に伴う設計を進め、来年度工事に着手をしてみたいとします。教育委員会庁舎につきましては、本庁舎裏に新庁舎を建設することで、来年度から設計を進めてまいりたいと考えております。

なお、笠間支所の移転及び教育委員会庁舎の建設につきましては、震災により被災し取り壊された庁舎整備に関する国の財政支援を受けられる見通しが立ったことから、これらの財源を活用し事業を進めてまいりたいと考えております。

次に、地域防災計画についてでございますが、地震及び風水害の地域防災計画につきましては、去る10月4日の防災会議において決定をし、議員各位には本会議会期中に冊子をお配りする予定で準備をしておりますが、今後、原子力災害対策編の策定を行う必要がございますので、防災会議の委員を現在の30名から、より多くの関係機関及び市民の意見を

取り入れるため、最大で35名で構成できることとし、なお一層の議論の活性化を図ってまいりたいと考え、本議会に防災会議条例の改正案を上程させていただいておりますので、ご審議のほどをよろしくお願い申し上げたいと思います。

原子力災害対策編の策定は、国や県の計画と連携を図りながら、来年3月を目途に確定してまいりたいと考えております。

次に、震災による災害廃棄物の受け入れについてでございますが、宮城県石巻市からの災害廃棄物広域受け入れについて、8月30日から受け入れを開始し、11月末までに可燃物477トン、不燃物4,093トンを受け入れいたしました。可燃物の受け入れ量が少なくなっておりますのは、受け入れ施設でありますエコフロンティアかさまの溶融炉が定期点検のため56日間稼働していなかったことによるものであります。溶融炉については、11月26日より通常稼働しており、可燃物の広域受け入れも12月3日より再開をしております。

また、搬入される災害廃棄物の放射線物質濃度、空間線量等についてはモニタリングの結果、県の基準値をすべて下回っており、問題はございません。

なお、搬入量及びモニタリング結果につきましては、順次、ホームページ、週報等により市民の皆様方に周知をいたしております。

宮城県石巻市からの災害廃棄物受け入れについては今後も継続いたしますが、安全には十分配慮して進めてまいりたいと考えております。

次に、笠間市児童館（笠間キッズ館）の運営についてでございますが、本年4月1日のオープンから8カ月が経過をいたしました。11月末現在の利用者は延べ2万5,637人で、月平均では約3,200人となっております。特に夏休み中の利用者が多く、8月の利用者は4,102人となっております。

また、同館内で運営しております子育て支援センター「かんがるー」につきましては、親子の利用者が延べ5,092組で1万1,457人と、全体の45%の割合となっております。

なお、笠間地区の同センター「みつばち」の利用者は延べ2,273組で5,140人、岩間地区の同センター「くりのこ」の利用者は延べ1,388組で3,102人となっております。

このように、多くの方々に利用いただいている状況でございますが、今後も利用者の意見等を参考に、利用しやすい環境を整えるための改善を進めるなど、なお一層の利用促進を図ってまいりたいと思います。

次に、市街地の活性化についてでございますが、本市は、鉄道の駅や笠間稲荷門前通りを中心に商店街が結成され、中心市街地としてのにぎわいを創出しておりましたが、近年の人口減少社会の到来と急速な高齢化の進展、また、車社会への変化により道路網が整備され、郊外への大型店が進出するなどの影響により、笠間、友部、岩間の3地区とも商店街の活気が薄れ、空き店舗など中心市街地の空洞化が目立ってきております。

このようなことから、本市の観光拠点であります笠間稲荷周辺地区とあわせ、友部、岩間地区についても市街地の活性化を図っていく必要があると考えております。

現在、笠間地区については、笠間稲荷周辺地区を中心としたまちづくりを進めておりますが、友部地区、岩間地区については、従来から駅を中心として市街化が形成されており、また、友部駅、岩間駅とも駅舎、自由通路及び駅前広場が整備されたことから、現在未利用地となっております駅周辺の市有地の有効活用を含め、駅周辺の市街地の活性化を図ってまいりたいと考えております。

また、稲田、福原駅につきましても、JRにより駅舎が改築されることとなり、現在工事が行われております。JRによりますと、地域の魅力を発信する駅をコンセプトに、建物に地元の稲田石を使用するなどの工夫を凝らしているとのことですので、この機会に本市としても駅周辺地域の活性化策を検討してまいりたいと考えております。

次に、笠間稲荷周辺まちづくり推進事業についてでございますが、震災で被災し廃業した旧井筒屋旅館を含めた笠間稲荷周辺の一体的な整備を推進しているところですが、旧井筒屋旅館の利活用について、既存の本館建物保存を前提に、宿泊施設としての機能等を新たに担っていただける事業者からの提案募集を11月6日から開始をいたしました。募集は12月10日まで行い、その後に事業選定の作業を行う予定となっております。現在、約20の事業者から問い合わせを受けている状況でございます。

事業者から出された新たな提案の内容が、本市が計画している笠間稲荷周辺の整備計画との連携により、地域の活性化が図られることを期待するところでございます。

次に、企業誘致推進事業についてでございますが、震災後、本市には笠間東工業団地や旭町地区の旧コンクリート工場跡地などへ、四つの企業が合計7ヘクタールの土地を取得し、新たに進出をしております。その中には、震災による福島第二原発事故の影響から、福島工場の機能を移してきた企業もでございます。

今後の企業誘致につきましては、本年7月に1次公募が締め切られておりました原子力災害周辺地域産業復興企業立地補助金が、先月の10月15日から平成25年1月15日の期間で2次募集が開始されております。この補助金は、今回の福島第二原発による原子力災害で著しく企業立地の魅力を減じた地域に用地を取得し、工場等を新增設しようとする民間事業者に対し、国が緊急的に支援を講じ雇用の確保等を図るもので、福島県の隣接県である茨城、栃木、宮城県を対象としたものでございます。

本市には、茨城中央工業団地(笠間地区)など企業進出を見込める土地がありますので、県内外の企業に対して、これらの情報を記載したアンケート調査や市内の企業訪問等による周知を実施し、企業誘致を推進しているところでございます。

次に、要援護者に対する地域見守り活動についてでございますが、去る11月1日、要援護者の地域見守り活動への協力に関する協定を、本市といばらきコープ生活協同組合、並びに生活協同組合パルシステム茨城との間で締結いたしました。

この協定は、両事業者が配送業務中において、みずからの業務に支障のない範囲で地域の見守りをお願いし、何らかの異常を発見した際、迅速に市に通報を行うもので、安心・

安全まちづくり、また福祉の推進という観点からも大きな意味があるものと考えております。

今後は、郵便局や市内の事業所とも地域見守り協定を締結できるよう、進めてまいりたいと考えております。

次に、提出議案等についてご説明を申し上げます。

今回は、法令に基づく報告事項及び一般会計補正予算の専決処分の承認を求めることについてなどの報告案件が5件、人権擁護委員候補者の推薦に意見を求めることによる諮問案が1件、笠間市防災会議条例の一部を改正する条例についてを初めとする提出議案が28件となっております。

今回の補正予算の議案等につきまして申し上げますと、さきに専決処分いたしました平成24年度一般会計補正予算（第6号）の報告のほか、平成24年度笠間市一般会計補正予算（第7号）を初めとする8会計の補正予算案を上程するものであります。

今回の一般会計補正予算（第7号）でございますが、歳出におけるその主なものを申し上げますと、国の東日本大震災復興交付金や震災復興特別交付税を財源に、旧笠間地区市街地の復興まちづくり基本計画を策定するための経費の計上、また、県内広域で進めております消防救急無線デジタル化事業や共同指令センターの整備事業への負担金を新たに計上するもののほか、今後の支出見込みにより補正するものを主な内容としているところであります。

なお、今回の歳入歳出予算補正の調整によりまして、財政調整基金への積立金を1億3,000万円増額しており、結果、今回の一般会計補正予算の総額は1億9,791万円の増額補正となり、補正後の一般会計の予算規模は292億7,434万6,000円となるものであります。

後ほど詳しく申し上げますので、何とぞ慎重なる審議の上、ご議決を賜われますようお願い申し上げます。

議長（柴沼 広君） 11番鈴木貞夫君が着席いたしました。

開議の宣告

議長（柴沼 広君） 直ちに本日の会議を開きます。

議事日程の報告

議長（柴沼 広君） 日程についてご報告申し上げます。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付いたしました議事日程表のとおりといた

します。

これより議事日程に入ります。

会議録署名議員の指名について

議長（柴沼 広君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、21番市村博之君、22番小園江一三君を指名いたします。

会期の決定について

議長（柴沼 広君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

今期定例会の会期につきましては、去る11月27日議会運営委員会を開催し、ご審議をいただいております。

ここで、議会運営委員会委員長からご報告をいただきたいと思います。

委員長藤枝 浩君。

〔議会運営委員長 藤枝 浩君登壇〕

議会運営委員長（藤枝 浩君） 議会運営委員会から会議の報告をいたします。

当委員会は、11月27日、平成24年第4回笠間市議会定例会の会期日程等について協議をいたしました。

会期につきましては、皆様のお手元に配付してあります資料のとおり、12月4日から18日までの15日間といたしました。

初日の4日は、会期の決定、諸般の報告、陳情3件を所管の常任委員会へ付託いたします。議案の説明を受け、議案の一部については質疑、討論、採決を行います。

5日は、議案調査のため休会といたします。

6日は、議案質疑の後、所管の常任委員会への付託となります。

10日と11日に常任委員会を開催し、12日は議事調整のため休会といたします。

13日、14日、17日の3日間で一般質問を行いまして、最終日の18日は、各常任委員会に付託されました議案等の審査結果を各委員長から報告を受けた後、討論、採決、終了となります。

以上、報告いたします。

議長（柴沼 広君） お諮りいたします。

今期定例会の会期は、ただいまの委員長報告のとおり、本日から12月18日までの15日間といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（柴沼 広君） ご異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は本日から12月18日までの15日間と決定いたしました。

なお、会期中の会議の予定につきましては、ただいま委員長から報告がありましたように、お手元の日程表のとおりでありますので、ご了承ください。

諸般の報告について

議長（柴沼 広君） 日程第3、諸般の報告をいたします。

市長から、地方自治法第180条第2項の規定により専決処分の報告が提出されましたので、既に議案とともに配付してございます。ご了承願います。

次に、9月の定例会において議決された東海第二原子力発電所の再稼働中止を求める意見書について及び教育予算の拡充を求める意見書については、去る9月22日をもって衆参両議院議長、内閣総理大臣並びに関係大臣あてに送付いたしましたので、ご報告いたします。

請願・陳情について

議長（柴沼 広君） 日程第4、請願・陳情について議題といたします。

本定例会に提出されました請願陳情につきましては、文書表を付して、その写しをお手元に配付しております。

これらの請願陳情につきましては、お手元に配付いたしました請願陳情文書表のとおり、所管の常任委員会に付託いたします。

諮問第4号 人権擁護委員候補者の推薦に意見を求めることについて

議長（柴沼 広君） 日程第5、諮問第4号 人権擁護委員候補者の推薦に意見を求めることについて議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

市長（山口伸樹君） 諮問第4号 人権擁護委員候補者の推薦に意見を求めることについての提案理由を申し上げます。

人権擁護委員は、市町村長が議会の意見を聞いて法務大臣に候補者を推薦し、法務大臣が委嘱するもので、本市におきましては、現在、13名の方々が人権擁護委員として活動されております。

本諮問は、江田けい子の任期満了に伴い、同氏を再度推薦することについて、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき議会の意見を求めるものであります。

よろしくをお願いします。

議長（柴沼 広君） 提案者の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（柴沼 広君） 質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております諮問第4号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託並びに討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（柴沼 広君） ご異議なしと認め、そのように決しました。

それでは、諮問第4号を採決いたします。

本件は、原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（柴沼 広君） ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり同意することに決しました。

委員会提出議案第3号 笠間市議会会議規則の一部を改正する規則について

委員会提出議案第4号 笠間市議会委員会条例の一部を改正する条例について

委員会提出議案第5号 笠間市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例について

議長（柴沼 広君） 次に、日程第6、委員会提出議案第3号 笠間市議会会議規則の一部を改正する規則についてないし委員会提出議案第5号 笠間市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例についての3件を一括議題といたします。

提案者の説明を求めます。

議会運営委員会委員長藤枝 浩君。

〔議会運営委員会委員長 藤枝 浩君登壇〕

議会運営委員長（藤枝 浩君） それでは、提出理由を報告します。

委員会提出議案第3号から委員会提出議案第5号までを一括して説明をいたします。

本案は、地方自治法の一部改正に伴い、本市議会会議規則、委員会条例、政務調査費の交付に関する条例の一部を改正するものであります。

委員会提出議案第3号 笠間市議会会議規則の一部を改正する規則についての改正の

内容でございますが、委員会条例には公聴会参考人の規定がありましたが、本会議におきましても招致ができることになりました。新旧対照表改正（案）、目次、第9節、第78条から第84条までの7条を加えるものであります。

委員会提出議案第4号 笠間市議会委員会条例の一部を改正する条例についての改正内容でございますが、地方の自由度を高めるという観点から、委員の選任方法、在任期間等について、第2条第1項及び第3条第2項並びに第6条第3項にそれぞれ加えるものであります。第8条第1項に、委員会の選任事由が生じたときの選任についてを加えるものであります。

委員会提出議案第5号 笠間市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例について、改正内容でございますが、条例の名称を「笠間市議会政務活動費の交付に関する条例」と改め、交付の目的として、第1条中調査研究の次にその他の活動、第2条には政務活動の範囲をそれぞれ加え、第5条にはこれまで規則に定めていた使途基準を条例で定めるものであります。第7条では、使途の透明性を確保するため、必要に応じ議長の調査を加えるものであります。

なお、これらの改正につきましては、この条例中第3条の改正規定は公布の日から、その他の改正規定は、政令で定める日から施行するものであります。

以上、会議規則第14条2項の規定により議会運営委員会から提案をいたしますので、議員各位におかれましてはよろしく賛同賜りますようお願い申し上げます、説明といたします。

議長（柴沼 広君） 提案者の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（柴沼 広君） 質疑を終わります。

お諮りいたします。

本件は、会議規則第37条第2項の規定により委員会の付託がありませんので、これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（柴沼 広君） 討論を終わります。

ただいま議題となっております委員会提出議案第3号ないし委員会提出議案第5号の3件については、一括して採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（柴沼 広君） ご異議なしと認めます。よって、委員会提出議案第3号ないし委員会提出議案第5号の3件について一括して採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（柴沼 広君） ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

報告第14号 専決処分の承認を求めることについて

（平成24年度笠間市一般会計補正予算（第6号））

議長（柴沼 広君） 日程第7、報告第14号 専決処分の承認を求めることについて、平成24年度笠間市一般会計補正予算（第6号）を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

市長（山口伸樹君） 報告第14号 専決処分の承認を求めることについての提案理由を申し上げます。

本件は、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分した平成24年度笠間市一般会計補正予算（第6号）について、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

内容につきましては、総務部長から説明させますので、よろしく願いいたします。

議長（柴沼 広君） 総務部長阿久津英治君。

〔総務部長 阿久津英治君登壇〕

総務部長（阿久津英治君） 報告第14号、平成24年度笠間市一般会計補正予算（第6号）の専決処分についてご説明申し上げます。

平成24年度笠間市一般会計補正予算（第6号）につきましては、平成24年12月16日執行の衆議院議員総選挙に係る経費につきましては、早急に予算措置が必要なため、平成24年11月16日付で専決処分いたしました。

補正予算書の1ページをお開きいただきたいと思います。

平成24年度笠間市一般会計補正予算（第6号）は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,664万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ290億7,643万6,000円としたものでございます。

次に、歳入歳出予算について、その主なものをご説明申し上げます。

まず、歳入の方でございますが、7ページをお開きください。

15款県支出金、3項委託金、1目総務費委託金3,664万4,000円の増は、今回の総選挙の財源を全額県委託金で計上するものであります。

次に、歳出の方でございますが、8ページをお開きください。

2款総務費、4項選挙費、7目衆議院議員総選挙費の補正額3,664万4,000円の主なものについてご説明申し上げます。

1 節報酬の329万円は、選挙管理委員や投票管理者等の報酬等でございます。

3 節職員手当等の1,626万5,000円は、職員の時間外勤務手当や管理職員特別勤務手当でございます。

11 節需用費の378万7,000円は、選挙用物品や啓発用物品等の消耗品費として259万5,000円の計上が主なものでございます。

12 節役務費の236万8,000円は、入場券の郵送料や新聞折り込み手数料でございます。

13 節委託料の828万4,000円は、ポスター掲示場設置及び撤去委託料328万3,000円、選挙人名簿等作成委託料268万8,000円、期日前投票所受け付け事務のための人材派遣委託料124万8,000円が主なものでございます。

14 節使用料及び賃借料の131万3,000円は、笠間支所に新たに投票所としてプレハブを借り上げるために、次のページの上段にあります。施設等借上料として94万5,000円を計上するものが主なものでございます。

以上で、平成24年11月16日付で専決処分いたしました平成24年度笠間市一般会計補正予算（第6号）の説明を終わります。

議長（柴沼 広君） 提案者の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（柴沼 広君） 質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております報告第14号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略し、直ちに討論、採決したいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（柴沼 広君） ご異議なしと認め、そのように決しました。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（柴沼 広君） 討論を終わります。

これより、報告第14号 専決処分の承認を求めることについて、平成24年度笠間市一般会計補正予算（第6号）を採決いたします。

本件は、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（柴沼 広君） ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり承認することに決定いたしました。

議案第81号 笠間市防災会議条例の一部を改正する条例について

議案第82号 笠間市災害対策本部条例の一部を改正する条例について

議長（柴沼 広君） 続いて、日程第 8、議案第81号 笠間市防災会議条例の一部を改正する条例について及び議案第82号 笠間市災害対策本部条例の一部を改正する条例についての 2 件を一括議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

市長（山口伸樹君） 議案第81号 笠間市防災会議条例の一部を改正する条例について及び議案第82号 笠間市災害対策本部条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

これらの案は、災害対策基本法の改正に伴う所要の改正をするものであります。

内容につきましては、総務部長から説明させますので、よろしくをお願いします。

議長（柴沼 広君） 総務部長阿久津英治君。

〔総務部長 阿久津英治君登壇〕

総務部長（阿久津英治君） 議案第81号 笠間市防災会議条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

笠間市防災会議条例新旧対照表によりご説明しますので、2 ページ、3 ページをお開きください。

まず、国の災害対策基本法が改正されたことを踏まえ、笠間市防災会議の所掌事務の第 2 条第 2 項を「市長の諮問に応じて本市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること」に改め、第 3 号として「前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること」を加えるものでございます。

次に、第 3 条第 5 項の委員の定数でございますが、「30人以内」から「35人以内」に改め、より多くの関係機関や市民の意見を反映させるとともに、同条第 8 号として、委員に充てる者に「自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が任命する者」を加えるものでございます。

続きまして、1 ページにお戻りいただきまして、附則第 1 条の施行期日でございますが、この条例は公布の日から施行しますが、経過措置としまして、改正後の第 3 条第 5 項第 8 号の規定により最初に任命される委員については、現在の委員の任期と同様の周期とするため、平成25年 3 月31日までとするものでございます。

続きまして、議案第82号 笠間市災害対策本部条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

災害対策基本法が本年改正されたことに伴い、笠間市災害対策本部条例の根拠となる引用条項が変更となったため、笠間市災害対策本部条例の一部を改正するものでございます。

なお、附則により、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上で、説明を終わります。

議長（柴沼 広君） 提案者の説明が終わりました。

議案第83号 笠間市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

議長（柴沼 広君） 日程第9、議案第83号 笠間市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

市長（山口伸樹君） 議案第83号 笠間市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

本案は、区長の特別職としての均等的な報酬及び各行政区世帯数に応じた業務量の対価を考慮した報酬とするため、本条例の一部を改編するものであります。

内容につきましては、総務部長から説明させますので、よろしく申し上げます。

議長（柴沼 広君） 総務部長阿久津英治君。

〔総務部長 阿久津英治君登壇〕

総務部長（阿久津英治君） 議案第83号 笠間市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

3枚目の新旧対照表をごらんください。

現在、区長報酬は、基本額3万円と世帯数に800円を乗じた額を加えた額としておりますが、基本額におきまして世帯数の少ない区における1世帯当たりの報酬額を抑制しつつ、特別職としての均等的な報酬を考慮できる額として「3万円」から「2万5,000円」とし、世帯数に応じた部分につきましては、世帯数の多い行政区ほど1世帯当たりの報酬額が低くなる現状を改善しつつ、職務の業務量の多さを考慮できる額とするため、「800円」から「1,000円」とするものでございます。

なお、前ページにお戻りいただきまして、この改正は25年4月1日から施行することといたします。

以上で、説明を終わります。

議長（柴沼 広君） 提案者の説明が終わりました。

議案第84号 笠間市税条例の一部を改正する条例について

議長（柴沼 広君） 日程第10、議案第84号 笠間市税条例の一部を改正する条例につ

いて議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

市長（山口伸樹君） 議案第84号 笠間市税条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

本案は、地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正をするものであります。

内容につきましては、総務部長から説明させますので、よろしく願いいたします。

議長（柴沼 広君） 総務部長阿久津英治君。

〔総務部長 阿久津英治君登壇〕

総務部長（阿久津英治君） 議案第84号 笠間市税条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本案は、地方税法の一部を改正する法律により、地方決定型地方税制特例措置を導入する旨の改正が行われ、固定資産税の特例措置について国が一律に定めていた内容を、地方自治体が自主的に判断し、条例で決定できる仕組みが適用されたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

改正内容でございますが、公共下水道に排水するため下水による障害を除去する施設を設置した場合には、固定資産税における償却資産につきまして課税標準の4分の3とする特例を制定するものでございます。

なお、附則により、この条例は公布の日から施行となります。

以上で、説明を終わります。

議長（柴沼 広君） 提案者の説明が終わりました。

議案第85号 笠間市東日本大震災災害復興交付金基金条例について

議長（柴沼 広君） 日程第11、議案第85号 笠間市東日本大震災復興交付金基金条例について議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

市長（山口伸樹君） 議案第85号 笠間市東日本大震災復興交付金基金条例についての提案理由を申し上げます。

本案は、東日本大震災復興特別区域法第78条第2項の規定に基づき復興交付金が交付されることに伴い、当該交付金を管理するに当たり本条例を制定するものであります。

内容につきましては、市長公室長から説明させますので、よろしくお願ひいたします。
議長（柴沼 広君） 市長公室長深澤悌二君。

〔市長公室長 深澤悌二君登壇〕

市長公室長（深澤悌二君） 議案第85号 笠間市東日本大震災復興交付金基金条例についてご説明申し上げます。

復興交付金は、東日本大震災からの復興に向けたまちづくりに資するため行われる事業に対し交付されるものでございまして、笠間市においては、笠間稲荷周辺まちづくり推進事業における復興基本構想の策定費として、総額3,000万円が交付されるものでございます。

その3,000万円のうち、750万円が特別交付税として交付され、残りの2,250万円が復興交付金として交付されます。この交付金として交付された2,250万円を管理するため、一たん基金に積み立てた後、事業に活用するものでございます。

2枚目の基金条例をごらんいただきたいと思います。

基金条例の規定内容は、第1条は設置、第2条は積立て、第3条は管理、第4条は運用収益の処理、第5条は繰替運用、第6条は処分、第7条は委任を定めております。

なお、附則におきまして、条例の施行日を公布の日からと定め、復興交付金が活用できる期日が平成28年3月31日となっていることから、同日をもって条例が失効することを定めております。

以上で、笠間市東日本大震災復興交付金基金条例についての説明を終わります。

議長（柴沼 広君） 提案者の説明が終わりました。

議案第86号 笠間市空き家等の適正管理に関する条例について

議長（柴沼 広君） 日程第12、議案第86号 笠間市空き家等の適正管理に関する条例について議題とします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

市長（山口伸樹君） 議案第86号 笠間市空き家等の適正管理に関する条例についての提案理由を申し上げます。

本案は、空き家等が放置され、管理不全な状態となることを防止すること及び空き家等の管理不全な状態の解消を促すことにより、生活環境の保全及び防犯のまちづくりに寄与するため、本条例を制定するものであります。

内容につきましては、市民生活部長から説明させますので、よろしくお願ひいたします。

議長（柴沼 広君） 市民生活部長小坂 浩君。

〔市民生活部長 小坂 浩君登壇〕

市民生活部長（小坂 浩君） 議案第86号 笠間市空き家等の適正管理に関する条例について内容を説明いたします。

総務省が5年ごとに実施する住宅・土地統計調査によりますと、平成20年の全国の空き家率は、13.1%と平成15年調査時を0.9%上回り、過去最高となっております。

笠間市における同調査の結果を見ますと、住宅総数3万1,350戸、うち居住者のいる住宅が2万6,950戸となっており、空き家状態となっている住宅は4,270戸、13.6%となっており、全国平均を0.5%上回り、今後も増加が予想されることから、空き家対策は喫緊の課題となっております。

市では、このような実情をかんがみ、行政機関が具体的な事務執行を遂行できるような環境を整備するため、本条例を制定するものです。

条例につきましては、第1条では目的、第2条は定義、第3条で空き家等の所有者等の責務、第4条で市民の責務、第5条で実態調査、第6条で助言又は指導、第7条で勧告、第8条で経費の補助、第9条で命令、第10条で公表、第11条でその他に関する規定を設けています。

附則といたしまして、この条例は平成25年4月1日から施行するものであります。

以上で、説明を終わります。

議長（柴沼 広君） 提案者の説明が終わりました。

議案第87号 笠間市都市公園条例の一部を改正する条例について

議案第88号 笠間市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例について

議案第89号 笠間市営住宅等整備の基準に関する条例について

議案第90号 笠間市営住宅管理条例の一部を改正する条例について

議案第91号 笠間市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例について

議長（柴沼 広君） 日程第13、議案第87号 笠間市都市公園条例の一部を改正する条例についてないし議案第91号 笠間市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例についての5件を一括議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

市長（山口伸樹君） 議案第87号 笠間市都市公園条例の一部を改正する条例についてから議案第91号 笠間市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例についての提案理由を申し上げます。

これらの提案は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係法令等の改正により、これまで政令等で定められていた基準について条例で定めることとなったため、関係条例の制定及び改正をするものであります。

内容につきましては、各担当部長から説明させますので、よろしく願いいたします。
議長（柴沼 広君） 都市建設部長仲田幹雄君。

〔都市建設部長 仲田幹雄君登壇〕

都市建設部長（仲田幹雄君） 議案第87号 笠間市都市公園条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

地域主権一括法の改正に伴い、これまで国が一律で定めていた都市公園の設置基準、公園施設の設置基準及び特定公園施設の設置基準について、都市公園法及び都市公園法施行令の基準を参酌し市が条例により定めることとなったため、関係条例の改正を行うものでございます。

新旧対照表にてご説明いたしますので、4ページをお開き願います。

第1条と第2条の間に条文が追加となるため、目次、第1章総則「(第1条・第2条)」を「(第1条 - 第2条)」と変更いたします。

本文につきましては、第1条の「都市公園の」の次に「設置及び」を加えます。

第1条の2より第1条の6までは、都市公園整備に関する基準等を定めるものです。

また、別表第1の施設欄において「庭球場」の名称を「テニスコート」に変更し、新たに管理等を追加するものでございます。

3ページに戻りまして、附則といたしまして、別表第1の改正規定は公布の日から、そのほかの改正規定は平成25年4月1日から施行するものであります。

続きまして、議案第88号 笠間市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の制定についてご説明申し上げます。

地域主権一括法の改正に伴い、これまで国が一律で定めていた都市公園移動等円滑化の基準について、移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める省令の基準を参酌し市が条例により定めることとなったため、本条例の制定を行うものでございます。

本文についてご説明いたします。

第1条に趣旨、第2条に定義、第3条より第13条までは各施設の設置基準等を定め、第14条において災害等のため一時使用する特定公園施設の設置に対する除外を定めるものであります。

また、附則としまして、この条例は平成25年4月1日から施行するものであります。

続きまして、議案第89号 笠間市営住宅等整備の基準に関する条例の制定についてご説明申し上げます。

地域主権一括法の改正に伴い、これまで国が一律で定めていた公営住宅の整備基準について、公営住宅法第5条の規定により定められた公営住宅等整備基準を参酌し市が条例により定めることとなったため、本条例の制定を行うものでございます。

本文についてご説明いたします。

第1条に本条例の趣旨、第2条に用語の定義、第3条から第20条までは市営住宅の整備に関する基本的な方針を示したものでございます。

附則としまして、この条例は平成25年4月1日から施行するものであります。

また、経過措置としまして、この条例の施行の際、現に存する市営住宅等については、この条例の規定にかかわらず従前の例によるものいたします。

続きまして、議案第90号 笠間市営住宅管理条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

地域主権一括法の改正に伴い、これまで国が一律で定めていた公営住宅の管理基準について、公営住宅法の基準を参酌し市が条例により定めることとなったため、関係条例の改正を行うものでございます。

新旧対照表にて説明いたしますので、3ページをお開き願います。

初めに、目次でございますが、第1章総則の中に「第2条の2」を加えるために「第1条 - 第2条の2」に改正するものでございます。

次に、「第2条の2第1項、本市に市営住宅を設置する」、「第2項、市営住宅の名称、位置は別表に定めるとおりとする」を加えます。これは、従来の笠間市営住宅の管理条例の中に、市営住宅の今回の改正に合わせて追加するものでございます。

4ページをお開き願います。

次に、入居者の資格でございますが、第5条第1項第2号オ、生活保護法の後に、中国残留邦人等の円滑な帰国及び帰国後の自立支援に関し支援給付金を受けている者を加えるものでございます。

5ページをごらん願います。

第3号アでございますが、政令で定めていた裁量階層対象世帯を規則で定め、あわせてこれに該当する収入基準月額「21万4,000円」と定めるものでございます。

次に、6ページをごらん願います。

次のイにつきましても、政令で定めていた収入基準月額を「21万4,000円」、また災害が経過してから3年を経過した後は「15万8,000円」と定めるものでございます。

4号、5号については、号の移動によるものでございます。

次に、6号では、「公営住宅の家賃を滞納していない者であること」をつけ加えます。

次に、7ページをごらん願います。

第6条第3項に、東日本大震災復興特別区域法に規定する被災者及び福島復興再生特別措置法に規定する居住制限者を追加するものでございます。

2 ページに戻りまして、附則としまして、この条例は平成25年4月1日から施行するものであります。

以上で、議案第87号から議案第90号の説明を終わります。

議長（柴沼 広君） 上下水道部長藤田幸孝君。

〔上下水道部長 藤田幸孝君登壇〕

上下水道部長（藤田幸孝君） 議案第91号 笠間市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例についてご説明申し上げます。

本条例は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う水道法等の改正により、布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準について条例で定めることになったため、制定するものでございます。

条例の内容でございますが、1 ページをお開き願います。

第1条は趣旨、第2条は布設工事監督者を配置する工事、第3条は布設工事監督者の資格、2 ページをお開き願います。第4条は水道技術管理者の資格を定めております。

なお、3 ページの附則のとおり、この条例は平成25年4月1日から施行するものでございます。

以上で、議案第91号の説明を終わります。

議長（柴沼 広君） 提案者の説明が終わりました。

ここで暫時休憩いたします。

なお、11時15分より再開いたします。

午前 11 時 04 分休憩

午前 11 時 17 分再開

議長（柴沼 広君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

議案第 92号 指定管理者の指定について（笠間市地域福祉センター）

議案第 93号 指定管理者の指定について（笠間市障害者福祉センターともべ）

議案第 94号 指定管理者の指定について（笠間市障害者福祉センターいわま）

議案第 95号 指定管理者の指定について（笠間市福祉センター「いわま」）

議案第 96号 指定管理者の指定について（笠間市総合公園、石井街区公園）

議案第 97号 指定管理者の指定について（笠間市民体育館）

議案第 98号 指定管理者の指定について（笠間市笠間武道館）

議案第 99号 指定管理者の指定について（笠間市岩間海洋センター）

議案第 100号 指定管理者の指定について（笠間市岩間総合運動公園）

議長（柴沼 広君） 日程第14、議案第92号 指定管理者の指定についてないし議案第100号 指定管理者の指定についての9件を一括議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

市長（山口伸樹君） 議案第92号から議案第100号 指定管理者の指定についての提案理由を申し上げます。

これらの議案は、笠間市地域福祉センター、笠間市障害者福祉センターともべ、笠間市障害者福祉センターいわま、笠間市福祉センター「いわま」、笠間市総合公園及び石井街区公園、笠間市民体育館、笠間市笠間武道館、笠間市岩間海洋センター及び笠間市岩間総合運動公園の指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては、各担当部長から説明させますので、よろしく願いいたします。

議長（柴沼 広君） 福祉部長小松崎栄一君。

〔福祉部長 小松崎栄一君登壇〕

福祉部長（小松崎栄一君） それでは、福祉部所管の議案第92号、第93号、第94号及び第95号の指定管理者の指定についてご説明を申し上げます。

指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称ですが、議案第92号は笠間市地域福祉センター、議案第93号は笠間市障害者福祉センターともべ、議案第94号は笠間市障害者福祉センターいわま、第95号は笠間市福祉センター「いわま」でございます。

次に、指定管理者となる団体の名称ですが、笠間市美原3丁目2番11号、社会福祉法人笠間市社会福祉協議会、会長塩畑敏之であり、指定期間につきましては、平成25年4月1日から平成30年3月31日までの5カ年間でございます。

これらの施設につきましては、笠間市公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例第13条第2項に基づき、去る11月1日及び11月5日に選定審議会が開催され、審議の結果、提案された事業計画書が施設の設置目的に合致し、福祉の向上及び施設の管理運営体制が安定的、継続的に確保できることから、社会福祉法人笠間市社会福祉協議会が適当と判断され、指定するものでございます。

以上で、説明を終わります。

議長（柴沼 広君） 教育次長埴 栄君。

〔教育次長 埴 栄君登壇〕

教育次長（埴 栄君） 議案第96号、第97号、第98号、第99号及び第100号の指定管理者の指定についてご説明を申し上げます。

指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称でございますが、議案第96号は、本市の都市公園のうちの笠間市総合公園及び石井街区公園、議案第97号は笠間市民体育館、

議案第98号は笠間市笠間武道館、議案第99号は笠間市岩間海洋センター、議案第100号は笠間市岩間総合運動公園でございます。

次に、指定管理者となる団体の名称でございますが、茨城県つくば市大角豆1744番地、特定非営利活動法人日本スポーツ振興協会、理事長沼尻満男でございます。

指定期間につきましては、平成25年4月1日から平成30年3月31日までの5カ年でございます。

これら6施設につきましては、去る11月5日に行われました笠間市公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例第13条第2項に基づき選定審議会の審議の結果、提案された事業計画書が、施設の平等利用の確保、施設の利用高揚の発揮、施設管理運営の安定確保などの基準に照らし、特定非営利活動法人日本スポーツ振興協会がより適当と判断されたため、指定管理者として指定するものでございます。

以上で、議案第96号から議案第100号の指定管理者の指定についての説明を終わります。

議長（柴沼 広君） 提案者の説明が終わりました。

議案第101号 平成24年度笠間市一般会計補正予算（第7号）

議案第102号 平成24年度笠間市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

議案第103号 平成24年度笠間市介護保険特別会計補正予算（第2号）

議案第104号 平成24年度笠間市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）

議案第105号 平成24年度笠間市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）

議案第106号 平成24年度笠間市岩間駅東土地地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）

議案第107号 平成24年度笠間市立病院事業会計補正予算（第2号）

議案第108号 平成24年度笠間市水道事業会計補正予算（第2号）

議長（柴沼 広君） 日程第15、議案第101号 平成24年度笠間市一般会計補正予算（第7号）ないし議案第108号 平成24年度笠間市水道事業会計補正予算（第2号）までの8件を一括議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

市長（山口伸樹君） 議案第101号 平成24年度笠間市一般会計補正予算（第7号）から議案第108号 平成24年度笠間市水道事業会計補正予算（第2号）についての提案理由を申し上げます。

これらの議案は、平成24年度の補正予算であり、一般会計のほか特別会計5会計、企業会計2会計について補正するものであります。

内容につきましては、各担当部長から説明させますので、よろしくお願いたします。
議長（柴沼 広君） 総務部長阿久津英治君。

〔総務部長 阿久津英治君登壇〕

総務部長(阿久津英治君) 議案第101号 平成24年度笠間市一般会計補正予算(第7号)についてご説明申し上げます。

1ページをごらんください。

平成24年度笠間市一般会計補正予算(第7号)は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億9,791万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ292億7,434万6,000円とするものでございます。

8ページをお開きください。

第2表繰越明許費でございますが、笠間地区浸水対策事業9,861万円について繰越明許費を設定するものであります。

次に、下の9ページをごらんください。

第3表債務負担行為でございますが、消費生活センター運営業務委託ほか12件について、それぞれ債務負担行為を設定するものであります。

ページをめくっていただきまして、10ページをごらんください。

第4表地方債補正でございますが、1の追加につきましては、茨城県消防救急無線指令センター整備事業負担金の財源とするために、広域消防救急無線整備事業債で270万円、共同指令センター整備事業債で100万円を追加するものでございます。

次に、11ページをごらんください。

2の変更につきましては、市道整備事業債(幹線道路整備事業)から次の12ページの下段、単独災害復旧事業債(公共土木施設等)(5月災害)までの11事業につきまして、起債対象事業費の変更に伴う限度額の補正をするものでございます。

13ページをごらんください。

3の廃止につきましては、愛宕山周辺整備事業債について、対象事業の精査により借入れを廃止するものでございます。

それでは、歳入歳出の主なものにつきまして、事項別明細書にてご説明いたしますので、16ページをお開きください。

まず、歳入につきましてご説明申し上げます。

1款市税、1項市民税、1目個人分の1億200万円の増は、収入見込みにより、均等割で400万円、所得割で9,800万円をそれぞれ増額するものでございます。

10款地方交付税、1項地方交付税、1目地方交付税の749万7,000円の増は、笠間稲荷周辺の市街地復興基本構想策定事業の市負担分等として、震災復興特別交付税を増額するものでございます。

14款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金2,856万円の増は、障害者自立

支援給付費の増による国庫負担金3,171万円の増が主なものでございます。

17ページをごらんください。

3目土木費国庫補助金4,359万7,000円の増は、1節道路橋りょう費補助金で社会資本整備総合交付金（狭あい道路）の事業費の増による771万5,000円の増、2節都市計画補助金の社会資本整備総合交付金（駅周辺の環境等）で岩間駅東大通り線整備事業の補助内示により5,390万円の減、3節住宅費補助金で市民体育館の耐震補強等を社会資本総合整備交付金（地域住宅支援）から社会資本整備総合交付金（全国防災）へ組み替えをするものなどが主なものでございます。

4目消防費国庫補助金1,460万円の減は、防災無線整備事業の財源を消防防災通信基盤施設整備費補助金から、22ページにありますけれども、消防無線整備事業債に組み替えするものでございます。

8目総務費国庫補助金2,250万円につきましては、東日本大震災復興交付金であります。

なお、この交付金は、一旦東日本大震災復興交付金基金に積み立てをし、繰り入れて、笠間稲荷周辺の市街地復興基本構想策定事業に充当いたします。

15款県支出金、1項県負担金、2目民生費県負担金1,426万2,000円の増は、先ほど国庫負担金にもありましたが、障害者自立支援給付費の増による県負担分1,583万7,000円の増が主なものでございます。

19ページをお開きください。

17款寄附金、1項寄附金、5目土木費寄附金700万円につきましては、市道（友）3213号の道路改良に伴う指定寄附金でございます。

20ページをお開きください。

18款繰入金、2項基金繰入金、13目東日本大震災復興交付金基金繰入金2,250万1,000円は、先ほどご説明いたしました復興交付金基金原資と基金利子を笠間稲荷周辺の市街地復興基本構想策定事業に充当するものでございます。

20款諸収入、4項雑入、3目給食事業収入2,606万5,000円の減は、笠間給食センターの建設に伴い、笠間地区の学校給食が1月から3月まで休止になることによる給食費の減でございます。

下の21ページをごらんください。

5目雑入6,149万5,000円の増は、東日本大震災復興宝くじ交付金434万9,000円、茨城県市町村振興協会防災対策事業交付金3,000万円、後期高齢者医療療養給付費負担金精算金2,186万8,000円が主なものでございます。

下段の21款市債、1項市債につきましては、先ほど第4表地方債補正のところでご説明申し上げましたとおり、起債対象事業の追加や事業費の変更、事業の精査による廃止等により、総額で820万円を減額するものでございます。

続きまして、歳出の主なものについてご説明させていただきます。

24ページをお開きください。

2 款総務費、1 項総務管理費、6 目企画費1,297万3,000円の増は、デマンド交通システムの契約が平成25年2月で満了となることに伴う新たなシステム構築費用として、次の25ページ上段にあります13節委託料のデマンド交通システム構築委託料で396万9,000円、18節備品購入費で815万2,000円の計上が主なものでございます。

26ページをお開きください。

14目基金費1億8,673万6,000円の増につきましては、今回の補正による歳入歳出予算の調整により財政調整基金積立金を1億2,988万6,000円増額するものと、歳入における東日本大震災復興宝くじ交付金と茨城県市町村振興協会防災対策事業交付金を復興まちづくり基金へ積み立てることにより3,434万9,000円の増、東日本大震災復興交付金と基金利子を東日本大震災復興交付金基金へ積み立てることにより2,250万1,000円を補正するものでございます。

2 項徴税費、1 目税務総務費の783万3,000円の増は、次の27ページになりますが、23節償還金利子及び割引料の税込還付金825万円の増が主なものでございます。

2 目賦課徴収費の909万8,000円の減は、1 節報酬の市税徴収嘱託員報酬735万6,000円の減が主なものでございます。

続きまして、30ページをお開きください。

3 款民生費、1 項社会福祉費、2 目障害者福祉費7,329万9,000円の増につきましては、20節扶助費で障害者自立支援給付費6,335万円の増、23節償還金利子及び割引料の障害者自立支援給付費等国庫返納金1,493万5,000円が主なものでございます。

32ページをお開きください。

4 款衛生費、1 項保健衛生費、2 目予防費の1,730万7,000円の増は、13節委託料におきまして、ヒブワクチン及び肺炎球菌ワクチン接種者の増加に伴う任意予防接種委託料1,257万7,000円の増が主なものでございます。

続きまして、36ページをお開きください。

7 款土木費、2 項道路橋りょう費、3 目道路新設改良費1,820万5,000円の減は、市道(笠)0105号線が狭あい道路整備事業の対象となったために、15節工事請負費で1,993万7,000円、17節公有財産購入費で137万4,000円をそれぞれ減額するものが主なものでございます。

5 目狭あい道路整備等促進費の1,569万2,000円の増は、今申し上げました道路新設改良費よりの組み替えにより増額補正するものでございます。

次の37ページをごらんください。

4 項都市計画費、1 目都市計画総務費の5,211万9,000円の増は、13節委託料で笠間稲荷周辺の市街地復興基本構想策定委託料が復興交付金の対象となったことによる2,200万円の増、17節公有財産購入費でさきに土地開発基金で先行取得した旧井筒屋旅館敷地等を一般会計で買い戻す費用3,000万円の計上が主なものでございます。

2目街路事業費の6,884万5,000円の減は、国庫補助の内示減額により、岩間駅東大通り線整備事業延伸分の公有財産購入費及び家屋移転補償費をそれぞれ減額するものでございます。

3目公共下水道費の1,060万8,000円の増は、公共下水道事業特別会計の補正に伴い、繰出金を増額するものでございます。

7目芸術の森公園及び愛宕山周辺整備事業の5,139万円の減は、笠間地区市街地浸水対策事業費の減により、13節委託料で587万7,000円の減、15節工事請負費で4,589万円の減が主なものでございます。

8款消防費、1項消防費、3目消防施設費1,069万6,000円の増は、15節工事請負費で福原駅改築による防火貯水槽の移設に伴う工事費として513万5,000円、19節負担金補助及び交付金で茨城県消防救急無線指令センター整備事業負担金541万5,000円の計上が主なものでございます。

4目災害対策費462万2,000円の増は、19節負担金補助及び交付金で自主防災組織結成団体が増となる見込みから、活動育成補助金を600万円増額するものが主なものでございます。

41ページをお開きください。

9款教育費、5項社会教育費、1目社会教育総務費679万5,000円の増につきましては、クールシェジュール国際音楽アカデミー事業が国庫補助の対象となったことから、その補助額相当の698万5,000円の増額と、補助金から負担金へ組み替えるものが主なものでございます。

42ページをお開きください。

6項保健体育費、3目給食センター費2,660万円の減は、笠間地区の学校給食が1月から3月まで休止になることにより、11節需用費で賄材料費を2,606万5,000円減額するものが主なものでございます。

以上で、平成24年度笠間市一般会計補正予算（第7号）の説明を終わります。

議長（柴沼 広君） 部長、17ページの国庫支出金の減が増と言っちゃったというから訂正してください。

総務部長（阿久津英治君） 訂正をお願いしたいと思います。

17ページ、国庫支出金の3目土木国庫補助金4,359万7,000円の増と申し上げましたが、減と誤りを訂正させていただきます。

議長（柴沼 広君） 保健衛生部長菅井 信君。

〔保健衛生部長 菅井 信君登壇〕

保健衛生部長（菅井 信君） 議案第102号 平成24年度笠間市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について説明いたします。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億5,068万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ89億402万7,000円とするものです。

内容については、事項別明細により主なものについて説明いたします。

7ページをお開きください。

まず、歳入についてであります。3款国庫支出金、1項、1目療養給付費負担金1億6,657万8,000円の減は、負担率の減によるものであります。

2項、1目財政調整交付金1,598万7,000円の減は、見込み額の減によるものです。

4款療養給付費等交付金、1項、1目療養給付費等交付金3,819万3,000円は、退職者医療療養給付費交付金の増によるものです。

8ページをお開きください。

5款前期高齢者交付金、1項、1目前期高齢者交付金3億4,132万7,000円は、前期高齢者交付金の増によるものです。

6款県支出金、2項、1目財政調整交付金9,354万4,000円は、補助率の増によるものです。

10款繰越金、1項、1目繰越金5,216万2,000円は、平成23年度決算繰越金です。

11款諸収入、1項、1目一般被保険者延滞金800万円は、国民健康保険税一般被保険者延滞金の増によるものです。

次に、歳出についてであります。9ページになります。2款保険給付費は、1項、1目一般被保険者療養給付費9,671万8,000円、2目退職被保険者等療養給付費4,600万8,000円、3目一般被保険者療養費431万3,000円、4目退職被保険者等療養費175万8,000円、それぞれの見込み額の増によるものです。

10ページをお開きください。

3款後期高齢者支援金等、1項、1目後期高齢者支援金6,929万4,000円は、後期高齢者支援金の増によるものであります。

11ページに移りまして、9款諸支出金、1項、3目償還金1億2,700万1,000円は、過年度分精算に伴う国庫返納金です。

以上で、議案第102号の説明を終わります。

議長（柴沼 広君） 福祉部長小松崎栄一君。

〔福祉部長 小松崎栄一君登壇〕

福祉部長（小松崎栄一君） 議案第103号 平成24年度笠間市介護保険特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出の予算の総額からそれぞれ820万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ49億8,172万9,000円とするものでございます。

歳入歳出予算の内容につきましては、事項別明細書によりご説明を申し上げます。

7ページ、歳入の主なものですが、3款国庫支出金、2項国庫補助金、2目地域支援事業交付金207万5,000円の減及び4款支払基金交付金、1項支払基金交付金、2目地域支援事業交付金240万7,000円の減については、歳出の減額に伴うものでございます。

次に、8ページ、5款県支出金、2項県補助金、1目地域支援事業交付金103万7,000円の減、7款繰入金、1項一般会計繰入金、2目地域支援事業繰入金103万7,000円、9ページ、2項基金繰入金、1目介護給付費準備基金繰入金217万8,000円の減については、歳出予算の減額に伴うものでございます。

9款諸収入、4項雑入、1目第三者納付金208万1,000円の増につきましては、交通事故などによる第三者の不法行為によって生じた保険給付費の立てかえ分を収入するものでございます。

続いて、歳出、10ページで、2款保険給付費、1目介護サービス等諸費、3目地域密着型介護サービス給付費363万5,000円の減は、地域密着型介護サービス利用が見込みより少なかったためによる減額でございます。

8目居宅介護住宅改修費242万円及び2項介護予防サービス等諸費、6目介護予防住宅改修費118万円の増は、住宅改修をする利用者の増加によるものでございます。

11ページ、4款地域支援事業費、1項介護予防事業費、1目二次予防事業費830万1,000円の減は、生活機能評価事業委託のための契約差金による減額でございます。

以上で、説明を終わります。

議長（柴沼 広君） 上下水道部長藤田幸孝君。

〔上下水道部長 藤田幸孝君登壇〕

上下水道部長（藤田幸孝君） 議案第104号及び議案第105号をご説明申し上げます。

初めに、議案第104号 平成24年度笠間市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。

第1条の歳入歳出の予算の補正ですが、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ881万8,000円を減額し、歳入歳出の総額をそれぞれ24億4,620万3,000円とするものであります。

第2条は債務負担行為でございます。

第3条は地方債の補正でございます。

5ページをお開き願います。

第2表の債務負担行為でございますが、浄化センターともべ等の運転管理業務委託について、平成25年度から平成27年度までの限度額を2億5,875万円とするものでございます。

6ページをお開き願います。

第3表の地方債の補正でございますが、公共下水道事業債の限度額を2億6,070万円から2億4,490万円に変更するものです。

歳入歳出補正予算の内容につきましては、事項別明細書でご説明申し上げます。

9ページをお開き願います。

歳入でございます。3款国庫支出金、1項、1目下水道事業費補助金1,423万3,000円の減額は、主に工事費の確定によるものでございます。

6款繰入金、1項、1目一般会計繰入金1,060万8,000円の増額と、2項、1目下水道事

業基金繰入金1,060万7,000円の増額は、主に電気料によるものでございます。

9款市債、1項、1目下水道事業債は1,580万円を減額するものでございます。

10ページをお開き願います。

歳出でございます。1款下水道費、1項、1目下水道総務費1,421万1,000円の増額は、主に消費税の確定によるものでございます。

2目下水道管理費934万7,000円の減額は、主に下水道施設の長寿命化計画業務委託の変更によるものでございます。

2項、1目下水道建設事業費1,368万2,000円の減額は、汚泥処理施設増設工事の確定と水道管移設補償費の変更によるものでございます。

以上で、議案第104号の説明を終わります。

次に、議案第105号 平成24年度笠間市農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)についてご説明申し上げます。

第1条の歳入歳出の予算の補正でございますが、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ348万6,000円を減額し、歳入歳出の総額をそれぞれ7億392万8,000円とするものであります。

第2条は地方債の補正でございます。

5ページをお開き願います。

第2表の地方債の補正でございますが、農業集落排水事業の限度額を1億5,110万円から1億4,800万円に変更するものです。

歳入歳出補正予算の主なものにつきましては、事項別明細書でご説明申し上げます。

8ページをお開き願います。

歳入でございますが、5款繰入金、1項、1目一般会計繰入金272万1,000円の減額は、7款諸収入、1項、1目雑入300万1,000円の増額によるものでございます。この300万1,000円につきましては、主に契約解除違約金によるものでございます。

8款市債、1項、1目農業集落排水事業債310万円の減額は、工事費の確定によるものでございます。

9ページをお開き願います。

歳出でございます。1款農業集落排水事業費、1項、1目農業集落排水施設管理費86万1,000円の減額は、12節役務費で汚泥くみ取り手数料202万2,000円の増額と、27節公課費で消費税の確定による293万6,000円の減額によるものでございます。

2項、1目農業集落排水事業建設費262万5,000円の減額は、水道管の移設補償の変更が主なものでございます。

以上で、議案第105号の説明を終わります。

議長(柴沼 広君) 都市建設部長仲田幹雄君。

〔都市建設部長 仲田幹雄君登壇〕

都市建設部長(仲田幹雄君) 議案第106号 平成24年度笠間市岩間駅東土地区画整理事業特別会計補正予算(第1号)についてご説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ54万5,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億254万5,000円とするものでございます。

5ページをごらんいただきたいと思います。

第2表地方債補正でございますが、起債の限度額を2,910万円から2,900万円へ減額補正するものでございます。

歳入歳出の主なものにつきまして、事項別明細書でご説明を申し上げます。

8ページをごらんいただきたいと思います。

初めに、歳入についてご説明申し上げます。

2款財産収入、1項財産売却収入103万7,000円の減額は、繰越金の額の確定によるものでございます。

4款繰越金、1項繰越金113万7,000円の増額は、繰越金額の確定によるものでございます。

次に、歳出についてご説明申し上げます。

9ページをごらんいただきたいと思います。

1款土地区画整理事業費、1項総務費35万3,000円の増額は、人件費の増でございます。

2款公債費、1項公債費、1目元金26万3,000円の増額及び2目利子7万1,000円の減額については、平成23年度起債借入額の確定によるものでございます。

以上で、議案第106号の説明を終わります。

議長(柴沼 広君) 保健衛生部長菅井 信君。

〔保健衛生部長 菅井 信君登壇〕

保健衛生部長(菅井 信君) 議案第107号 平成24年度笠間市立病院事業会計補正予算(第2号)について説明いたします。

第2条の収益的収入及び支出については、収入支出の総額をそれぞれ126万8,000円増額し、総額を収入支出それぞれ5億8,421万8,000円とするものであり、第3条の資本的収入及び支出については、企業債を950万円増額、出資金を999万6,000円減額、合わせて収入の総額を69万6,000円減額し、資本的収入を2,567万円にするものであります。

2ページをお開きください。

第4条の企業債の変更については、資本的予算の建設改良費を一般会計出資金から公営企業債に変更したことにより、企業債の限度額を1,920万円とするものです。

内容につきましては、明細書により説明いたしますので、7ページをお開きください。

初めに、収益的予算の収入についてであります。緊急雇用創出事業補助金の増額に伴い、その他の医業収益を126万8,000円増額するものであります。

8ページをお開きください。

支出については、緊急雇用臨時職員の賃金を79万8,000円、同じく社会保険料47万円の、給与費を126万8,000円増額するものであります。

次に、資本的予算の収入についてであります。医療機器と工事請負費の建設改良費を一般会計出資金から公営企業債へ変更したことに伴い、企業債を930万円増額し、出資金を999万6,000円減額するものであります。

以上で、議案第107号の説明を終わります。

議長（柴沼 広君） 上下水道部長藤田幸孝君。

〔上下水道部長 藤田幸孝君登壇〕

上下水道部長(藤田幸孝君) 議案第108号 平成24年度笠間市水道事業会計補正予算(第2号)についてご説明申し上げます。

第2条の収益的収入及び支出でございますが、予定額を次のとおり補正するものでございます。

初めに、収入でございます。1款水道事業収益、1項営業収益を510万2,000円増額し16億2,590万7,000円に、2項営業外収益を528万円増額し1億7,447万2,000円に補正するものでございます。

次に、支出でございます。1款水道事業費用、1項営業費用を567万1,000円増額し16億4,971万円に、4項予備費を471万1,000円増額し1,916万6,000円に、それぞれ補正するものでございます。

第3条の資本的収入及び支出でございますが、予算の第4条本文括弧書きを、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額4億5,801万1,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,078万2,000円、過年度分損益勘定留保資金4億4,722万9,000円で補てんするものとするに改め、予定額を次のとおり補正するものでございます。

初めに、収入でございます。1款資本的収入、2項他会計出資金を1,000円増額し2,003万6,000円に、4項工事負担金を966万3,000円減額し1,402万2,000円に、それぞれ補正するものでございます。

2ページをお開き願います。

支出でございます。1款資本的支出、1項建設改良費を500万1,000円減額し2億3,463万円に補正するものでございます。

第4条の議会の議決を経なければ流用することのできない経費でございますが、職員給料を35万5,000円増額し1億4,303万1,000円に改めるものでございます。

第5条の他会計からの補助金でございます。予算第10条中、収益的収入(2)高料金対策補助金1億5,504万2,000円を1億5,848万1,000円に、収益的収入(3)広域化対策補助金(利子分)257万円を257万1,000円に、収益的収入(4)子ども手当に要する補助金19万2,000円を32万8,000円に改め、収益的収入(4)の次に、収益的収入(5)児童手当に要する補助金170万4,000円を加え、資本的収入(2)広域化対策出資金(元金分)2,003

万5,000円を2,003万6,000円に改めるものでございます。

収入支出の主なものにつきましては、補正予算明細書によりご説明申し上げます。

7ページをお開き願います。

収益的収入及び支出の収入でございます。1款水道事業収益、1項営業収益、3目その他営業収益510万2,000円増額は、福島原子力損害に対する東京電力賠償金でございます。

2項営業外収益、2目他会計補助金528万円は、高料金対策、広域化対策、子ども手当及び児童手当の補助金の増額によるものでございます。

8ページをお開き願います。

支出でございます。1款水道事業費用、1項営業費用、1目原水及び浄水費400万6,000円増額は、浄水施設の電気代の増額と宍戸浄水場管理人住宅の解体工事費でございます。

2目配水及び給水費91万円増額は、配水施設の電気代でございます。

5目総係費75万5,000円の増額の主なものは、公営企業法改定に伴う時間外勤務手当及び移行支援業務の委託料等でございます。

4項、1目予備費471万1,000円の増額は、収支のバランスを図るものでございます。

9ページをお開き願います。

資本的収入及び支出の収入でございます。1款資本的収入、4項工事負担金、1目補償工事負担金966万3,000円減額は、下水道の補償工事費の減額によるものでございます。

次に、支出でございます。1款資本的支出、1項建設改良費、2目施設改良費500万1,000円減額は、建設改良工事費及び下水道補償工事等に係るものが主なもので、入札差金によるものでございます。

以上で、議案第108号の説明を終わります。

議長（柴沼 広君） 提案者の説明が終わりました。

議案第109号 動産購入契約の締結について

（笠間学校給食センター配食用器具類購入）

議長（柴沼 広君） 日程第16、議案第109号 動産購入契約の締結について、笠間学校給食センター配食用器具類購入を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

市長（山口伸樹君） 議案第109号 動産購入契約についての提案理由を申し上げます。

本案は、笠間学校給食センター配食用器具類購入について、予定価格が笠間市議会の議決に付すべき契約及び動産の取得又は処分に関する条例第3条に規定する額を超えるため、地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては、教育次長から説明させますので、よろしくお願いたします。
議長（柴沼 広君） 教育次長埴 栄君。

〔教育次長 埴 栄君登壇〕

教育次長（埴 栄君） 議案第109号 動産購入契約の締結についてご説明を申し上げます。

契約の目的は、現在建設中でございます笠間学校給食センターの洗浄用食器かごや米飯等を市内小中学校へ配食するための食缶等の器具類購入のための動産購入契約でございます。

契約の方法は指名競争入札、契約金額は消費税込みで3,906万4,357円、契約の相手方は、水戸市住吉町204番地の6、東邦厨房株式会社、代表取締役は上崎明彦でございます。

以上で、議案第109号 動産購入契約の締結についての説明を終わります。

議長（柴沼 広君） 提案者の説明が終わりました。

散会の宣告

議長（柴沼 広君） 以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

なお、次の本会議は12月6日に開きますのでご参集ください。

ご苦労さまでした。

午後零時06分散会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する

笠間市議会議長 柴沼 広

署名議員 市村博之

署名議員 小園江 一三